

新株予約権の創設 ~ストックオプションの改正

昨年11月に成立した改正商法で、従来の自己株方式や新株引受権方式によるストックオプションが、「新株予約権」に統合され、実務上、利用しやすくなりました。

商法上のルール	従来型ストックオプション	新株予約権型ストックオプション
付与される対象者	取締役または使用人	制限なし
発行限度額	発行済株式数の1/10	制限なし
行使期間	株主総会決議から10年間	制限なし
付与対象者の承認	株主総会で個人名および株式数につき承認決議必要	承認決議不要
決議の手続き	自己株式方式は取締役会決議と定時株主総会の普通決議 新株引受権方式は取締役会決議と株主総会の特別決議	取締役会決議と株主総会の特別決議* *下記留意点(3)(4)ご参照

<新株予約権型ストックオプションの留意点>

- (1) 新株予約権の施行日は、4月1日です。
- (2) 新株予約権の発行限度額に制限はありませんが、代用自己株式が無ければ、授權株式数の枠を超えて新たな株式の発行はできません。
- (3) 「有利な条件による発行」でない場合、下記以外は株主総会の特別決議不要です。
- (4) 株式譲渡制限のある会社では、かならず株主総会の特別決議が必要です。
- (5) 従来の疑似ストックオプションであるワラント方式は、改正後も利用できますが、手続きや発行コストなどの面から、利用度は少なくなると予想されます。

お見逃しなく！

1. 新「ストックオプション」の税法改正は、現在未定です。
2. 現行税法では、大株主への付与や行使価額年1,000万円超などの場合に「給与課税」が適用されます。
3. 雇用関係のない社外者への「給与課税」は疑問の残るところです。
ストックオプション課税訴訟の結果も注目されます。